

(仮称) 海老名市文化交流拠点整備事業第 1 期基本計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要項

(仮称) 海老名市文化交流拠点整備事業第 1 期基本計画の策定に必要な知識の提供及び技術支援を得るため、当該業務を受託する事業者の選定手続き等について定める。

1 背景と業務目的

海老名市文化会館、海老名市立中央図書館、海老名市立総合福祉会館といった公共施設が立ち並ぶエリアは、小田急線・相鉄線海老名駅と JR 相模線海老名駅の駅間地区にあり、海老名駅より徒歩 5 分の場所に位置する。当該地区は「海老名駅駅間地区地区計画（平成 21 年決定・平成 28 年変更）」において、既存文化施設と周辺環境との調和を図りつつ、文化施設等を誘導する地区（以下「文化ゾーン」という。）と位置付けられている。

市は、文化ゾーンを取り巻く状況や課題を整理し、文化発信の拠点エリアとするため、「(仮称) 海老名市文化交流拠点整備に向けた調査・研究及び基本構想」（以下「基本構想」という。）を令和 3 年 3 月に策定した。

短期的な課題には迅速に、長期的な課題には時間をかけて対応するため、整備時期を 2 期に分けた上で、「(仮称) 海老名市文化交流拠点第 1 期整備指針」（以下「第 1 期整備指針」という。）を令和 6 年 8 月に策定した。

本業務は、基本構想及び第 1 期整備指針を踏まえて、第 1 期で整備する施設が備えるべき機能、規模及び必要諸室等を調査・検討し、(仮称) 海老名市文化交流拠点整備事業第 1 期基本計画（以下「第 1 期基本計画」という。）を策定することを目的とする。

2 プロポーザルの概要

第 1 期基本計画の策定にあたり必要な実績、知識、理解、価格及び創意工夫等の諸条件を総合的に満たす事業者を公募型プロポーザルにより選定する。

(1) 名称

(仮称) 海老名市文化交流拠点整備事業第 1 期基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル

(2) 主催者

海老名市

(3) 担当部署

海老名市 財務部 企画財政課 政策経営係

(4) 選定・審査方法

本プロポーザルでは、選定委員会を設置し、二段階方式で審査を行う。

一次審査は書類選考により行い、二次審査は一次審査を通過した者に対して、一次審査の提出書類に関する必要な確認及び課題についてのプレゼンテーショ

ンとヒアリングを行う。その上で、委託契約交渉順位第一位及び第二位の候補者を選定する。

(5) 審査結果の通知等

審査結果はそれぞれの審査対象者全てに通知するとともに、委託契約交渉順位第一位となった者は市ホームページで公表する。

なお、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。

(6) 情報公開

選定・審査の情報について、海老名市情報公開条例（平成 14 年条例第 32 号）に基づき情報公開請求があった場合は、同条例第 7 条各号に掲げる非公開情報を除き、公開する。公開の可否は、市が判断する。

3 業務概要

(1) 業務名

（仮称）海老名市文化交流拠点整備事業第 1 期基本計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

「（仮称）海老名市文化交流拠点整備事業第 1 期基本計画策定支援業務委託」仕様書のとおり

(3) 委託期間

令和 6 年 11 月下旬から令和 7 年 5 月 31 日まで

(4) 提案限度額

11,320,000 円（消費税相当額を含む）

※契約時の予定価格を示すものではなく本業務の最大規模を示す金額

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は複数の企業から構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。単独企業の場合は、参加申し込み時点において、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。共同企業体の場合は（7）の要件を満たすとともに、代表企業を 1 社選定することとし、参加申し込み時点において、すべての構成員が（1）から（6）の要件を、かつ、代表企業は（8）及び（9）の要件を満たさなければならない。

(1) 公告日現在の年度の海老名市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日制定）の規定による停止措置を現に受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

(4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがされてい

ないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。

- (5) 事業者及びその代表者または役員等が海老名市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 43 号）第 2 条各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- (7) 管理技術者及び担当技術者を各 1 名以上配置すること。なお、管理技術者は以下のいずれかの資格を有する者を配置すること。

ア 技術士（総合技術管理部門：建設－都市及び地方計画又は建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

イ R C C M（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

ウ 国土交通省登録技術者：「業務：計画・調査・設計」に登録のある資格を有している者

エ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士の資格を有する者

- (8) 過去 5 年間（平成 31 年度～令和 5 年度）において、公共施設の新築又は改築に関する基本計画策定支援業務委託契約を地方公共団体との間で締結した実績を有すること。

※基本計画策定支援業務とは、事業化に必要な条件整理・検討を行う業務をいう。

- (9) 本業務に基づき実施する基本設計、実施設計及び工事監理業務委託を受託できる能力を有すること。

5 受託候補者特定までのスケジュール

内容	日程（予定）
プロポーザル公告、参加意向申出受付開始	令和 6 年 9 月 30 日（月）
質問書の受付期限	令和 6 年 10 月 7 日（月）
参加意向申出書の受付期限	令和 6 年 10 月 18 日（金）
資格確認結果通知及び一次審査書類提出要請	令和 6 年 10 月 23 日（水）
意思確認書及び一次審査書類の提出期限	令和 6 年 10 月 29 日（火）
一次審査（書類審査）	令和 6 年 11 月 5 日（火）

一次審査結果通知	令和6年11月6日（水）
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング） ※一次審査通過者が対象	令和6年11月14日（木）
二次審査結果通知、受託候補者特定	令和6年11月20日（水）

※日程は予定のため変更する場合がある。

6 実施要項等の配布

（1）配布期間

令和6年9月30日（月）から令和6年10月18日（金）まで

（2）配布方法

海老名市ホームページからダウンロード

トップページ＞市政・ビジネス＞入札・契約＞プロポーザル＞

（仮称）海老名市文化交流拠点整備事業第1期基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル

<https://www.city.ebina.kanagawa.jp/shisei/nyusatsu/proposal/1017249.html>

（3）配布書類一覧

ア （仮称）海老名市文化交流拠点整備事業第1期基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要項

イ （仮称）海老名市文化交流拠点整備事業第1期基本計画策定支援業務委託仕様書

ウ 施設現況調書

エ （仮称）海老名市文化交流拠点整備に向けた調査・研究及び基本構想

オ （仮称）海老名市文化交流拠点第1期整備指針

カ （仮称）海老名市文化交流拠点整備事業第1期基本計画支援業務委託公募型プロポーザル選定基準表

キ 海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱（様式含む）

ク 質問書（様式1）

ケ 共同企業体構成員確認書（様式2）

コ 業務実績確認書（様式3）

サ 業務実施体制及び予定担当者実績確認書（様式4）

シ 業務工程表（様式5）

ス 参考見積書（様式6）

セ 海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書（様式7）

7 質問及び回答

（1）質問方法・期限

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式 1）により海老名市財務部企画財政課政策経営係に電子メールにて提出すること。

なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けない。

【提出先アドレス】 kikaku-zaisei@city.ebina.kanagawa.jp

【提出期限】 令和 6 年 10 月 7 日（月）17 時 15 分

（2）回答方法

令和 6 年 10 月 15 日（火）までに海老名市ホームページに回答を掲載する。

なお、内容が不明瞭なものについては回答しない場合がある。

8 参加意向申出

（1）提出書類

次の提出書類をア～カの順番に綴じ（ホチキス不可）、12 部（正 1 部、副 11 部）提出すること。

ア 海老名市プロポーザル方式参加意向申出書（要綱第 1 号様式）

イ 共同企業体構成員確認書（様式 2）

※共同企業体による応募でない場合は提出不要

ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は概要報告書（企業名、企業の所在地、事業開始日、事業内容、役員の構成及び氏名等、企業の概要が把握できるもの。）（任意様式）

エ 業務実績確認書（様式 3）

過去 5 年間（平成 31 年度～令和 5 年度）において、公共施設の新築又は改築に関する基本計画策定支援業務委託契約を地方公共団体との間で締結した実績を 1 件以上記載すること。

オ 業務実施体制及び予定担当者実績確認書（様式 4）

管理技術者及び担当技術者を各 1 名以上配置すること。なお、管理技術者は「4 参加資格（7）」で示したいずれかの資格を有する者を配置すること。

管理技術者又は担当技術者の経歴には、本業務と同種又は類似業務の実績を 1 件以上記載すること。なお、同種又は類似業務がない場合は、その他業務実績を記載することも可能とする。

カ 管理技術者の保有資格書類（任意様式）

管理技術者が「4 参加資格（7）」で示したいずれかの資格を有していることを確認できる書類

（2）提出方法

郵送または持参とする。郵送の場合は書留郵便で送付すること。持参の場合は提出期限日までの市役所開庁日（土曜開庁日を除く）の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで受付。

（3）提出期限

令和6年10月18日（金）17時15分必着（郵送を含む）

（4）提出先

〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の1
海老名市役所財務部企画財政課政策経営係

（5）結果通知

市で参加資格の確認を行い、確認結果を文書により通知するとともに、参加資格を有していることが確認できた者に対して一次審査書類の提出を要請する。

9 選定・審査方法

（1）一次審査

ア 各選定委員が提出書類を審査し、応募者ごとに審査項目を採点する。選定委員のいずれも合計点数が50点以上の者を一次審査通過候補者とする。

イ 一次審査通過候補者のうち、二次審査へ進ませる数は3者以内とする。

ウ 一次審査通過候補者の数が上記イで定めた数を超える場合は、応募者ごとに各選定委員の合計点数を足し合わせ、足し合わせた点数が上位の者を通過させる。

（2）二次審査

ア 各選定委員が一次審査通過者によるプレゼンテーション及びヒアリングを審査し、応募者ごとに審査項目を採点する。

イ 各選定委員の二次審査の合計点数に一次審査の合計点数を加え、その合算した点数（以下「合算点数」という。）が高い順に順位を付し、順位に応じた点数（以下「順位点」という。）を与える。各選定委員の順位点を合計した点数（以下「合計順位点」という。）が最も高い者を委託契約交渉順位第一位の候補者として、次点の者を第二位の候補者として選定する。

なお、各選定委員の合算点数において同点の者がいた場合は、同点の者を同一順位とし、以下の順位はその順位に同点の者の数を足し上げたものとする。

また、順位点は第一位が二次審査対象者数、第二位以降はその前の順位点から1を引いた数とする。

ウ 上記イにおいて、最も高い合計順位点が複数となった場合は、各選定委員の当該応募者に係る合算点数を足し合わせ、その足し合わせた点数（以下「総点数」という。）が最も高い者を委託契約交渉順位第一位の候補者として、次点の者を第二位の候補者として選定する。

エ 上記ウにおいて、最も高い総点数が複数となった場合は、各選定委員の二次審査における当該応募者に係る合計点数を足し合わせ、足し合わせた点数が最も高い者を委託契約交渉順位第一位の候補者として、次点の者を第二位の候補者として選定する。

オ 上記エにおいて、最も高い足し合わせた点数が複数となった場合は、「参

考見積書(様式6)」の金額が最も低い者を委託契約交渉順位第一位の候補者として、次点の者を第二位の候補者として選定する。

カ 上記アからオにかかわらず、選定委員いずれかの合計点数が 50 点未満の応募者は選外とする。

(3) 審査項目・審査書類・選定基準・配点

ア 一次審査

審査項目		審査書類	選定基準	配点基準
1	業務実績	業務実績確認書(様式3)	・過去5年間(平成31年度～令和5年度)において、公共施設の新築又は改築に関する基本計画策定支援業務委託契約を地方公共団体との間で締結した実績を有しているか。	・実績数が5件以上 20点 ・実績数が4件 16点 ・実績数が3件 12点 ・実績数が2件 8点 ・実績数が1件 4点
2	業務実施体制及び予定担当者実績確認書	業務実施体制及び予定担当者実績確認書(様式4)	・本業務を実施するにあたり、十分な人員が配置されているか。 ・担当者は本業務を実施するための知識、経験及び技術力を有しているか。	・管理技術者1名、担当技術者2名以上 10点 ・管理技術者1名、担当技術者1名 5点 ・管理技術者に本件と同種又は類似業務の実績がある 5点 ・管理技術者に本件と同種又は類似業務の実績はないが、その他業務実績はある 1点 ・主任担当技術者に本件と同種又は類似業務の実績がある 5点 ・主任担当技術者に本件と同種又は類似業務の実績はない

				が、その他業務実績はある 1 点
3	業務工程	業務工程表 (様式 5)	・効率的で実現可能な業務工程か。	・特に優れている 20 点 ・優れている 15 点 ・普通 10 点 ・やや劣る 5 点 ・劣る 1 点
4	価格	参考見積書 (様式 6 及び積算根拠)	・金額や積算根拠の妥当性、明確性、適切性はあるか。 ・他社の見積金額と比較してどうか。	・次の計算方法による（小数点第二位を四捨五入） 10 点×（最低見積金額※1／見積金額※2） ※1 全提案者中最も低い見積金額 ※2 該当提案者の見積金額
5	業務取組方針	企画提案書 (任意様式課題 1)	・基本構想、第 1 期整備指針、海老名市公共施設再編（適正化）計画を踏まえた取組方針か。 ・仕様書に記載した業務目的、業務仕様、業務内容を十分に理解した取組方針か。	・特に優れている 30 点 ・優れている 24 点 ・普通 18 点 ・やや劣る 12 点 ・劣る 6 点

イ 二次審査

審査項目		審査書類	選定基準	配点基準
1	理解度・的確性	企画提案書 (任意様式課題 1・2)	・基本構想、第 1 期整備指針及び海老名市公共施設再編（適正化）計画を踏まえ	・特に優れている 20 点 ・優れている 15 点

			た提案であるか。・仕様書に記載した業務目的、業務仕様、業務内容を十分に理解した提案であるか。	・普通 10 点 ・やや劣る 5 点 ・劣る 1 点
2	実現性		・実現可能な提案であるか。	
3	発想力・企画力		・独創的かつ魅力的な提案であるか。	
4	有用性		・有用な提案であるか。	
5	プレゼンテーション能力		・提案内容を明確にわかりやすく説明しているか。 ・選定委員の質問に対して、的確に回答しているか。	

10 一次審査

(1) 審査対象

参加意向申出をした者のうち参加資格を有することが市から認められ、その旨の通知及び一次審査書類の提出要請を受けた者とする。

(2) 審査方法

提出書類に基づき書類審査を行う。

(3) 提出書類

ア 海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書（要綱第 4 号様式）

イ 業務工程表（様式 5）

ウ 参考見積書（様式 6）

※見積額には消費税を含む。

※積算根拠がわかる書類（任意様式）を添付すること。

エ 企画提案書（任意様式）

以下の項目について、具体的に提案すること。

課題名	項目	内容
課題 1	業務取組方針	本業務に対する取組方針を提案すること。
課題 2	①施設整備コンセプト	本施設の整備コンセプトを提案すること。
	②複合化施設の整備課題及び解	複合化施設を整備するにあたっての一般的な課題を整理し、その課題を本施設に当ては

	決策	めて解決策を提案すること。
	③建物配置、各階構成、ゾーニングの考え方	業務対象敷地の道路条件、インフラ条件及び建築規制等の条件を整理した上で、周辺施設及び環境と調和した建物配置、セキュリティ対策を講じつつ、交流を促進する各階構成と各階における諸室の配置の考え方を提案すること。
	④延床面積縮減の考え方	「海老名市公共施設再編（適正化）計画」を踏まえて、延床面積縮減の考え方を提案すること。

オ 過去の成果品（任意提出）

「業務実績確認書（様式3）」に記載した実績の中で提出可能な成果品がある場合は提出すること。

（４）提出媒体

ア 紙媒体

A 4 版の 2 穴ファイルに提出書類をア～オの順番に綴じ、12 部（正 1 部、副 11 部）提出すること。なお、「オ 過去の成果品」は正本 1 部の提出とし、正本のみに綴じる。また、副本は、応募者が特定できるような箇所（例えば、企業の名称及びロゴマーク等）を黒塗りにするなど、非開示にすること。

イ 電子媒体

正本の提出書類を PDF ファイルに変換し、記録した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を 1 部提出すること。電子媒体自体に本プロポーザル名及び応募者名を記すこと。

（５）提出方法

郵送または持参とする。郵送の場合は書留郵便で送付すること。持参の場合は提出期限日までの市役所開庁日（土曜開庁日を除く）の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで受付。

（６）提出期限

令和 6 年 10 月 29 日（火）17 時 15 分必着（郵送を含む）

（７）提出先

〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の 1
海老名市役所財務部企画財政課政策経営係

（８）審査内容

「9 選定・審査方法（3）審査項目・審査書類・選定基準・配点基準」のとおり

（９）一次審査結果の通知

一次審査対象者全員へ個別に文書で通知する。また、二次審査対象者には二次審査に関する詳細を併せて通知する。

11 二次審査

(1) 審査対象

一次審査を通過した者とする。

(2) 審査方法

一次審査の提出書類に関する必要な確認及び課題についてのプレゼンテーションとヒアリングを行う。

二次審査は、一次審査の提出書類をもとに行うこととする。なお、プレゼンテーションは、本業務を受託した場合の実務担当者が行うものとする。二次審査は応募者名を伏せて行うため、社名を名乗る、社章（バッジ）を付けるなど、選定委員が応募者を特定することができないようにすること。詳細は一次審査結果とともに送付する通知で確認すること。

(3) 実施予定日

令和6年11月14日（木）※予定のため変更する場合がある。

(4) 審査内容

「9 選定・審査方法（3）審査項目・審査書類・選定基準・配点基準」のとおり

(5) 二次審査結果の通知

二次審査対象者全員へ個別に文書で通知する。なお、委託契約交渉順位第一位となった者は市ホームページで公表する。

12 提出書類作成上の留意点

(1) 複数の応募又は複数の企画提案書を提出することはできない。

(2) 提出書類は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。

(3) 各提出書類には、書類名を明記したインデックスを貼付すること。

(4) 副本は、応募者が特定できるような箇所（例えば、企業の名称及びロゴマーク等）を黒塗りにするなど、非開示にすること。

(5) 「10 一次審査（3）提出書類 エ 企画提案書」を除く提出書類は、原則としてA4縦型の用紙を用いることとする。印刷の向きは縦、文字方向は横書き、文字サイズは10.5ポイント以上とし、ページが複数になる場合は下部中央にページ番号を付すこと。

(6) 「10 一次審査（3）提出書類 エ 企画提案書」は任意様式とし、各項目A4縦型2ページ以内、合計10ページ以内で作成すること。なお、A3横型による作成も可とするが、その場合はA4サイズに織り込むとともに、A4縦型2ページとして換算する。印刷の向きは縦、文字方向は横書き、文字サイズは10.5ポイント以上とし、下部中央にページ番号を付すこと。図、表又はイラストを用いること及び彩色は可とする。

- (7) 両面印刷可。
- (8) 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一とすること。ただし、副本への押印は省略することができる。また、正本と副本とが識別できるように提出すること。
- (9) 申請書提出後の提出書類の記入内容の変更は、原則認めない。

13 受託候補者の取扱

- (1) 審査により委託契約交渉順位第一位となった候補者と委託契約締結に向けた交渉を行うが、市が第一位の候補者との協議が不調となったと判断した場合は、第一位の候補者との交渉を終了し、第二位の候補者と交渉する。
- (2) 契約は本プロポーザル結果に基づく随意契約とする。
- (3) 契約及び手続きは、海老名市契約規則及び委託業務契約約款による。

14 失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) この要項に定める手続き以外の手法により、選定委員会委員または担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) 本要項の参加資格に掲げる要件を満たさない場合
- (3) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの期間に本要項の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合
- (5) 他の参加者の応募を妨害した場合
- (6) 本要項に違反した場合
- (7) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合

15 その他

- (1) 以下の費用については受託者の負担とする。
 - ア 本プロポーザルに関する費用
 - イ 契約締結に必要な費用（収入印紙等）
 - ウ 契約締結から本委託業務開始日までの間において準備等に要する費用
- (2) 提出された書類等は返却しない。また、市は提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (3) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複写する。
- (4) 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により開示する場合がある。
- (5) 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書（様式7）を提出すること。
- (6) 受託候補者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、受託候補者の

決定を取り消す場合がある。

- (7) 受託候補者が、契約締結までに、業務の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務受託者としてふさわしくないと認められるときは、受託候補者の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
- (8) 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。契約後の業務内容については受託者と市が協議により仕様を確定し、その上で契約を締結する。
- (9) この要項に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱、海老名市契約規則及び契約約款に準ずる。
- (10) この要項に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が定める。